

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和4年11月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

## 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	111 トン	67 トン	44 トン
		110 トン	67 トン	43 トン
3	クリーム	53 トン	52 トン	1 トン
		43 トン	43 トン	0 トン
4	粉乳類	39,597 トン	12,848 トン	26,749 トン
		32,077 トン	11,480 トン	20,597 トン
5	無糖れん乳	2,540 トン	500 トン	2,040 トン
		2,537 トン	500 トン	2,037 トン
6	加糖れん乳	354 トン	22 トン	332 トン
		254 トン	22 トン	232 トン
7	ヨーグルト	13 トン	12 トン	1 トン
		13 トン	12 トン	1 トン
8	バターミルク	17 トン	10 トン	7 トン
		17 トン	10 トン	7 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 トン	33,644 トン	19,280 トン
		39,833 トン	28,121 トン	11,712 トン
10	その他の乳製品	12,655 トン	3,971 トン	8,684 トン
		9,577 トン	2,331 トン	7,246 トン
11	バター	22,803 トン	5,972 トン	16,831 トン
		19,998 トン	5,592 トン	14,406 トン
12	豆類	80,402 トン	54,833 トン	25,569 トン
		32,815 トン	28,157 トン	4,658 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712 トン	3,344,603 トン	2,203,109 トン
		4,396,456 トン	3,079,357 トン	1,317,099 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096 トン	870,541 トン	356,555 トン
		226,552 トン	146,564 トン	79,988 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967 トン	402,058 トン	304,909 トン
		706,467 トン	402,058 トン	304,409 トン
15	コーンスターチ	3,762 トン	1,707 トン	2,055 トン
		3,603 トン	1,563 トン	2,040 トン
16	ばれいしょでん粉	10,508 トン	6,868 トン	3,640 トン
		8,752 トン	6,739 トン	2,013 トン
17	マニオカでん粉	164,346 トン	93,558 トン	70,788 トン
		163,917 トン	93,558 トン	70,359 トン
18	サゴでん粉	19,406 トン	11,747 トン	7,659 トン
		2,312 トン	979 トン	1,333 トン
19	その他のでん粉	1,496 トン	980 トン	516 トン
		1,308 トン	980 トン	328 トン
20	イヌリン	2,774 トン	1,618 トン	1,156 トン
		72 トン	33 トン	39 トン
21	落花生	33,564 トン	22,900 トン	10,664 トン
		20,641 トン	10,996 トン	9,645 トン
22	こんにゃく芋	156 トン	152 トン	4 トン
		156 トン	152 トン	4 トン
23	ミルク調製品	10,039 トン	2,954 トン	7,085 トン
		4,838 トン	728 トン	4,110 トン
24	でん粉調製品	287 トン	269 トン	18 トン
		279 トン	255 トン	24 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970 トン	1,665 トン	3,305 トン
		2,577 トン	787 トン	1,790 トン
27	調製食用脂	18,993 トン	7,088 トン	11,905 トン
		2,264 トン	1,018 トン	1,246 トン
28	繭	4.5 トン	2.0 トン	2.5 トン
		4.5 トン	2.0 トン	2.5 トン
29	生糸	260 トン	139 トン	121 トン
		260 トン	139 トン	121 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。